

津野田 一馬

法学研究科・准教授

【研究】

令和7年度には、論文「所得分配システムとしての上場会社の株式保有構造——序説」を公表した。同論文においては、近代経済学・マルクス主義経済学双方の学派によるマクロ経済学的な研究を参照しつつ、とりわけ、企業年金制度に着目することで、上場会社の株式保有構造を、一国全体の所得分配システムととらえるという、従来の日本の会社法学にはおそらく存在しなかったと思われる視点を導入した。現在の会社法学において、株式保有構造を分析の対象とする場合には、株式保有構造が上場会社のコーポレート・ガバナンスに与える影響がもたら分析の対象とされているが、本論文では、株式保有構造が資金需要主体だけでなく資金供給主体の行動やあり方をも規定している点に着目すべきことを明らかにした。さらに、そのような視点によって、より微視的な問題にも解決の手がかりを与えられること、たとえば、第二次安倍政権においてコーポレート・ガバナンス改革が進展した理由を人口動態の変化に求める仮説を立てられること、あるいは、より解釈論に直結した点として、従業員に対する自社株式の付与に対する賃金通貨払原則の適用について検討することが可能になることを論じた。

【教育】

令和7年度には、高等司法研究科「会社法応用2」、法学研究科「商法1」、法学部「法政導入演習」を担当した。

「会社法応用2」においては、主に、自作の問題集およびその解答解説を用いて、会社法の問題演習を行った。2年生の学習段階においては、むやみに難易度の高い問題や長文の問題を扱うよりも、基礎的な条文の典型事例を正確に解決できるようになる能力を養うことが重要だと考え、基礎的な問題からやや高度な論点を含む問題へと徐々にステップアップする形式の問題集を作成した。授業においては、事前に問題への解答を考えてくることを受講生に求め、授業当日には教員作成の解説をプロジェクターで提示しながら、受講生との問答形式で授業を行った。

これらの学習のみでは長文問題への対応が手薄になるため、司法試験の過去問を題材として、実際に問題文を読み解き、事実関係・関係者の利害状況を確認して、問題を解決するための条文を探し出す方法を実演した。

「商法1」では、商法を専攻しない留学生向けに、教科書を講読した。「法政導入演習」では、会社法分野のオリジナル事例をもとに、3～4人のグループワークを行った。

【管理運営】

ファカルティ・ディベロップメント委員会委員、学生支援室員、安全衛生管理室員を務めた。

【社会貢献】

特になし。